

## 重要土地等調査規制法の廃止を求める意見書

6月16日未明の参院本会議で、米軍基地や自衛隊基地、原子力発電所の周辺、国境離島などの土地の利用を規制する重要土地等調査規制法案が調査内容、対象区域、罰則を伴う行為が何かさえ分からぬ等と課題は横たわったまま強行採決され、賛成多数で可決・成立した。政府は、法律の成立を受け、今後、規制の対象となる注視区域や、土地取引が必要となる特別注視区域の選定を進める。

当初、外国資本による土地購入されることによる安全保障上の懸念を理由に始まった議論だとするが、出来上がった法案は、外国人が土地を所有する事自体は規制せず、注視区域とされる基地周辺等で暮らす住民のみならず、その土地等の利用者をも調査・監視出来るような内容に切り替わった。また、基地周辺の土地等で勧告・命令の対象となる機能阻害行為の定義もありまいで、政府の中止命令等に従わない場合は刑事罰を科すことも出来る一方で、事後的に検証できる制度もなく止める術をもたない。罪刑法定主義に反する疑いもあり、沖縄においては、辺野古新基地建設や離島での自衛隊基地建設等に反対する運動そのものが阻害行為とされかねず、及び、北谷町のみならず、沖縄全土が注視対象区域とも言われ、県内に住んでいるだけで個人情報が入手・保存され、ヘイトの助長や分断も懸念され、悪法とのそしりは免れない。

地方自治の本旨からも逆行し、知事や町長等の地方自治体の長は国の下請け機関ともいえる位置に置かれ、国は行政命令として住民の個人情報の提供を求める事も可能となり、悪法の片棒を担がれる事となり得る。また、重要施設周辺の住人調査は自衛隊が担う事となり、地域住民との分断を招きかねない。

これまで沖縄では、基地に関する事件や事故は後を絶たず、日米両政府に対して様々な抗議・要請を行ってきたが、根本的な解決に至っていない。100歩譲って地元住民にとっての日常を取り戻すべく米軍への当たり前のルールの徹底を求めて至っていない。返ってこの法案のように基地周辺住民、沖縄県民全ての私権・財産権すら脅かされ、負担感は増すばかりで本来守られるべき国民は置き去りにされている状態で本末転倒である。

立法事実が明らかでないばかりか、法案の核となる概念や定義があいまいで、法案策定に携わった方ですら熟議を促すほどで、この法案が積み残した課題は多く残り、町民のみならず、国民誰もが影響を受ける可能性が大きい事からも直ちに廃止する事を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長　　参議院議長　　内閣総理大臣　　防衛大臣　　内閣官房長官